

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

香川県人事委員会委員長 桑城秀樹

## 香川県人事委員会規則第7号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>4週間</u>前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>8週間</u>後の日までの期間とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第10条 条例第11条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする<u>8週間</u>後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第9条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならぬ。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>12週間</u>前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする<u>12週間</u>後の日までの期間とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(代休日の指定)</p> <p>第10条 条例第11条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする<u>12週間</u>後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第9条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならぬ。</p> <p>2・3 略</p>

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。